

日本キャリア教育学会 学会ロゴマーク使用規程

第1条 学会は、日本キャリア教育学会 学会ロゴマーク（以下、ロゴマーク）の使用に関して本規程を定める。

第2条 ロゴマークの著作権は日本キャリア教育学会が保有し、ロゴマークの管理およびロゴマークの使用に関わる事務処理は、事務局が行う。

第3条 ロゴマークの使用に際しては、期日までに別に定める使用申請書を提出し、許可を得なければならない。なお、使用申請ができる者は本学会の会員のみである。

第4条 ロゴマークの使用範囲は以下のものとする。原則として、学会公認の活動に限る。

- 1) 本学会が発行する文書、印刷物、ホームページ（SNS含む）において使用するもの
- 2) 本学会会員が研究大会、研究セミナー、地区部会の活動、委員会の活動において使用するもの
- 3) その他、会長が適当と認めるもの

第5条 ロゴマークの使用に関する禁止事項は以下のものとする。

- 1) 本学会の利益を損ねる可能性のある場合
- 2) 法令や公序良俗に反する使用、またはそのおそれがある場合
- 3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合
- 4) 使用者がロゴマークの使用、またはそれらを伴う印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けるおそれがある場合
- 5) デザインの改変およびロゴマークの一部のみの使用

第6条 ロゴマークを使用する者が、第5条に定める事項に抵触している場合には、事務局より使用の改善を求めることができる。

第7条 ロゴマークを使用する者が、第6条に定めるロゴマークの使用改善要求に従わない場合には、事務局は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。

第8条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

第9条 本規程は、令和3年9月1日から施行する。